

○網走市保育士等復職支援金交付要綱

(総則)

第 1 条 この要綱は、不足する保育士等の人材の確保を図るため、保育士等として復職する者に対し、予算の範囲内において、網走市保育士等復職支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、網走市補助金等交付規則(昭和 57 年規則第 18 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設等 次に掲げる施設（公立施設を除く）のうち市内に所在するものをいう。

- ① 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所(同法第 39 条第 4 項の規定により認可を受けたものに限る。)
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第 77号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する幼稚園

(2) 保育士等 保育士、保育教諭、幼稚園教諭をいう。

(交付対象者)

第 3 条 この支援金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、網走市若者就業定着推進奨励金の対象となる者及び過去 1 年以内に網走市若者就業定着推進奨励金の交付を受けた者には支援金を交付しない。

- (1) 網走市に住民登録があること
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日以降に市内保育施設等に保育士等として復職し、同一施設で 1 年以上雇用される見込みがあつて、この要綱による支援金の交付後も引き続き市内に定住する意思があること
- (3) 雇用保険に加入していること
- (4) 過去に網走市保育士等復職支援金、網走市介護従事者復職支援金、網走市障がい福祉従事者復職支援金及び網走市看護師復職支援金のいずれかの交付を受けていないこと。
- (5) 過去に保育士等として就労していた実績があり、直近 1 年間に保育士等として就労していないこと。ただし、次のいずれかに該当すると認めるときは、保育士等として就労していない期間を問わない。
 - ① 保育士等として就労していた保育施設等の廃止又は事業縮小により、同一法人内の別保育施設等への異動等による雇用継続の提示がなく、自らの意思に反して離職した場合。ただし、同一法人内の保育施設等への復職を除く。
 - ② 保育士等としての就労が雇用期間を定めたものであり、その雇用期間が満了し、同一法人内の別保育施設等への配置転換等による雇用継続の提示がなく離職した場合。ただし、同一法人内の保育施設等への復職を除く。
 - ③ 疾病により保育士等としての就労を継続できず、かつ、雇用継続のための措置の提示がなく、自らの意思に反して離職した場合。ただし、同一法人内の保育施設等への復職を除く。また、主治医が就労可能と認めた場合に限る。
 - ④ 家族の転居、家族の介護等を理由に自らの意思に反して離職した場合。ただし、同一法人内の保育施設等への復職を除く。
- (6) 市税等を滞納していないこと
- (7) 反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと

(支援金の額)

第 4 条 支援金の額は、5 万円とする。ただし、交付は 1 人につき 1 回限りとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、網走市保育士等復職支援金交付申請書兼請求書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、雇用された日から1年以内に市長に申請及び請求しなければならない。

- (1) 保育士登録証又は幼稚園教諭の普通免許状(保育教諭にあつては、保育士登録証及び幼稚園教諭の普通免許状)の写し
- (2) 公的機関が発行する本人確認書類の写し
- (3) 雇用保険被保険者証の写し
- (4) 保育施設等発行の雇用・勤続証明書(第2号様式)
- (5) 誓約書(第3号様式)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請及び請求があつたときは、その内容を審査し、支援金の交付を決定するときは、網走市保育士等復職支援金交付決定通知書(第4号様式)により対象者に通知するとともに、支援金を交付するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、支援金の交付対象とならないときは、網走市保育士等復職支援金却下通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 支援金の申請に関し、偽りその他不正の行為があつたと認めたとき
- (2) 雇用された日から1年以内に保育施設等から離職したとき
- (3) 雇用された日から1年以内に市外の保育施設等へ異動し、又は市内であっても保育施設等以外の施設へ異動したとき

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて支援金の返還を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定により交付決定者に損害が生じることがあつてもその賠償の責めを負わない。

4 第2項の規定により既に交付された支援金の返還を行った場合は、支援金の交付を受けていないものとして取り扱う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。